

# 新しく農業を始めたい あなたに・・・

北から南  
日本の縮図：兵庫県



ひょうご就農支援センター (兵庫県担い手育成総合支援協議会)  
(公社) 兵庫みどり公社・兵庫県農業会議・兵庫県



# Contents

1	はじめに	1
2	日本の縮図兵庫の農業	2
3	就農へのイメージとみちすじ	3
4	技術やノウハウの習得	8
5	資金の確保	12
6	農地の確保（権利の取得）	14
7	県段階の関係機関	17
8	地域段階の関係機関	19
9	先輩新規就農者からのアドバイス	20

## はじめに

「農業を始めたい」と相談に来られる方が最近増加しています。

“直ぐにでも農業を始めたい” “農業法人等へ就職して給料を貰いながら技術を身につけたい” “自分で栽培しながら研修を受けたい” “定年退職等で田舎ぐらしをしたい” “生きがいや趣味程度にやりたい” など、その想いは様々あります。

一方、農業の現場では、農業の担い手が減少し、地域の活性化のためにも新たな担い手を求めています。

しかし、農業を始めるためには、まず、農業・農村の実情を知り自分の目指す方向としてやっていけるのかを見極めることが大切です。方向が定めれば、次は就農に向けた作目の選定や栽培技術の習得、農地の取得などへの取り組みをすすめることとなります。

また、農業を始めるに当たっては機械・施設等の購入資金や数年間の生活資金も必要です。農業法人等へ就職して、技術を身につけながら新規就農を目指すという方法や、無利子での融資等の公的支援もありますが、新規就農への道すじは簡単ではなく、実現するためには強い意欲と情熱が必要です。

兵庫県では、平成21年5月からは、県域及び地域に就農支援センターを設置し、就農支援の取り組み強化を図っています。この冊子が新規就農を希望するみなさんに役立つならば幸いです。

平成27年3月

ひょうご就農支援センター  
(公社)兵庫みどり公社  
兵庫県農業会議  
兵庫県





# 日本の縮図 兵庫の農業

兵庫県は、北は日本海、南は瀬戸内海から太平洋に面し、中央部に中国山地が横断するため、「日本の縮図」といわれるほど、地質、地形、気候などの自然条件が地域によって大きく異なります。

北部は水稻を主体とした地帯であり、南部は温暖な気候を利用した多毛作地帯で、京阪神という大消費地が控えているなど、それぞれの立地条件や気象条件などを生かした多種多様な農業が展開されています。

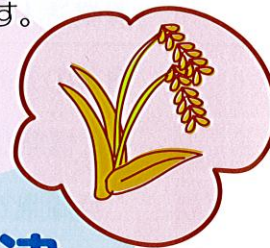
## 但馬

ブロイラー、肉用牛（但馬牛）、乳用牛、豚などが飼育され、畜産部門が農業生産の4割を占めています。耕種部門では、水稻の単作経営が中心ですが、一部に梨があり、近年は、黒大豆、ねぎ、ホウレンソウ等の高原野菜、すいかなどを取り入れた複合経営が増えています。



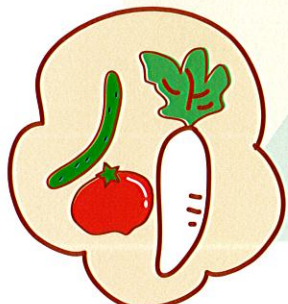
## 丹波

水稻を主体として、黒大豆や大納言小豆、やまのいも、なす、くりなどが栽培され特産品としても有名です。畜産部門では乳用牛、肉用牛、採卵鶏などが飼育されています。



## 播磨

水稻、採卵鶏、ぶどうとキャベツ、だいこん、トマトなどの野菜を主体とした都市近郊農業と、中山間地では酒米など稲作が行われています。また、肉用牛の飼育も盛んです。



# ひょうご五国の恵み

## 淡路

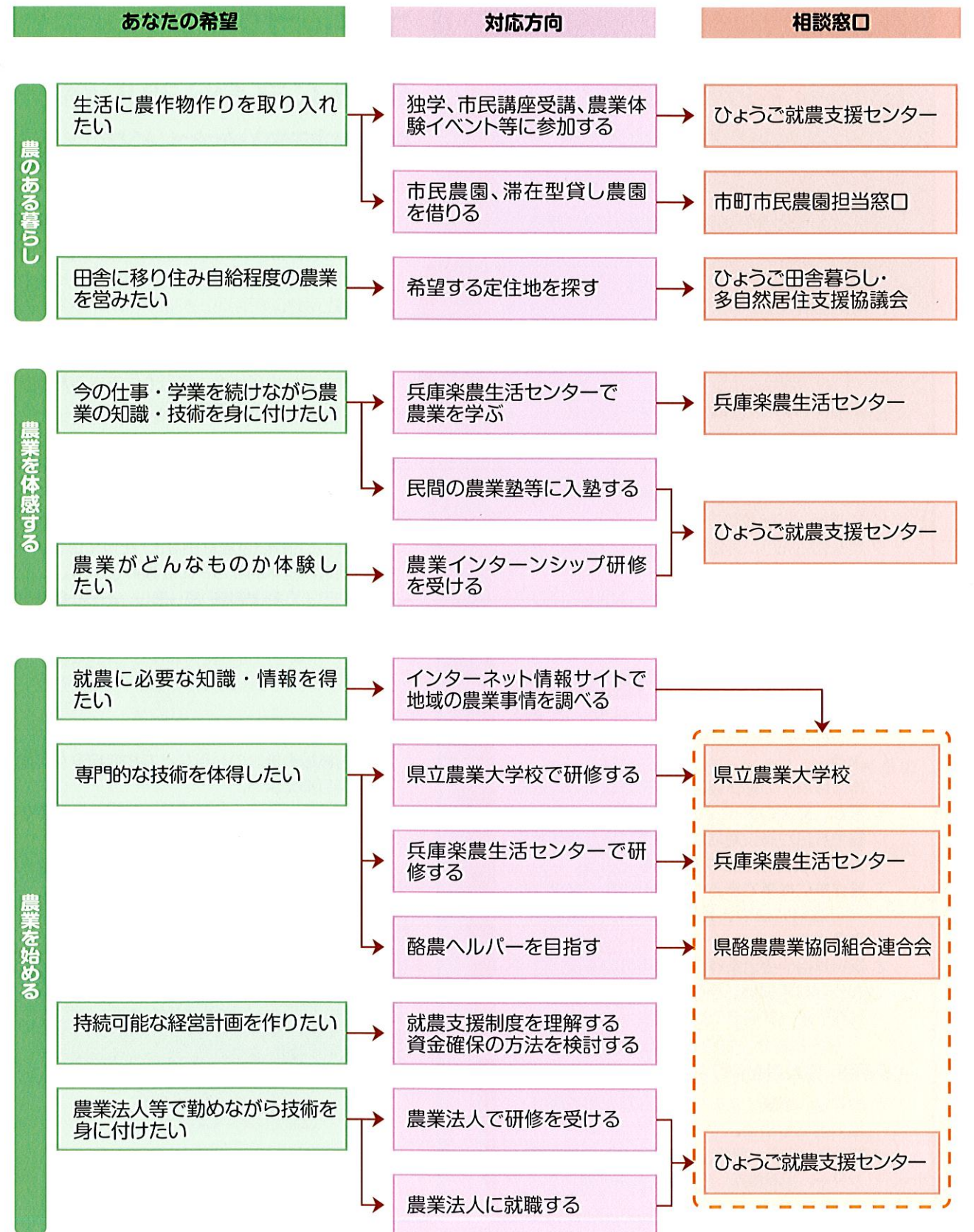
温暖な気候を生かしたたまねぎ、レタス、はくさい、キャベツなどの野菜や、カーネーション、きくなどの花き、柑橘類、いちじく、びわなどの果樹が栽培されており、畜産では乳用牛、肉用牛などが飼育され県下でもっとも農業の盛んなところですよ。

## 摂津

都市農業や都市近郊農業の盛んな地域です。ねぎ、しゅんぎく、ほうれんそう、キャベツ、トマト、いちごなどの野菜のほか、花き、花木、ぶどう、いちじくなどの果樹栽培、乳用牛、肉用牛などの飼育が行われています。

# 就農へのイメージとみちすじ

## 1 就農イメージと対応方向





## 2 就農までのみちすじ

### ステップ1 目指す農業経営の ビジョンを明確にする

- ①就農情報や農業の基礎的な知識を集めます。
  - ア 農業を始めるための情報を集めたり、就農相談のためにひょうご就農支援センターや地域就農支援センターを訪ねよう。
  - イ 新規就農関係の各種相談会等に参加しよう。
  - ウ 農業の基礎的な用語を理解しよう。
- ②農業体験や現場見学の機会を作ります。
  - ア 関心のある講座、イベント、研究会に参加しよう。
  - イ 生産の現場である農村、農家に出向いていって積極的に話を聞こう。
  - ウ 農産物直売所には定期的に行き、生産と流通双方の情報を集めよう。
  - エ 自分に向けた経営作物をいくつかにしぼりこもう。
- ③やろうとする農業経営の具体的なイメージを作ります。
  - ア どんな作物を栽培するか、作物・部門を考えよう。
  - イ 作目は単一の専作経営か、複数以上の複合経営か、経営のタイプを決めよう。
  - ウ 露地栽培か施設栽培か、通常栽培か有機栽培か、など栽培方法の選択を考えよう。
  - エ 農作業に従事できる労働力と作目・経営タイプ・栽培方法や、経営規模などが適正か、考えよう。
  - オ 選択作目や生活条件、県・市町の支援措置等から就農候補地を検討しよう。
  - カ 就農計画（就農までの工程表）をつくろう。
- ④理解者、協力者を作ります。
  - ア 配偶者、家族、友人に就農計画を熱く語り、協力者にしよう。
  - イ 関係者（市町、農協、農業委員会、就農支援センター、指導農家）の賛同と共感を得よう。

### ステップ2 納得できる 営農基盤をつくる

- ①やろうとする農業の技術（生産と経営）を身に付けます。
  - ア これはと思う師匠を見つけ、自信がつくまで研修しよう。
  - イ 関係機関のスタッフや指導農家と何でも相談できる信頼関係を築こう。
  - ウ 農業者向けの研修会、講習会にできるだけ参加しネットワークを作ろう。
- ②農地の選定は慎重に、経験者の意見を聞いて決めます。
  - ア 農地は広い範囲から探し、地元農業委員会には詳しい情報（就農計画など）を伝えよう。
  - イ 農地法の基本的なルールを理解しよう。
  - ウ 成功の決め手は農地の良し悪し、あらゆるネットワークを駆使して探そう。
  - エ 農地に付帯する、住居、作業場、農機具置場も考慮しよう。
- ③リスクに強い健全な資金計画を立てます。
  - ア 中古機械や施設の利用などで初期投資を可能な限り抑えよう。
  - イ 経営試算は楽観的な見通し、希望的な数字を避け、実現可能なデータで査定しよう。
  - ウ 安易に融資に頼らず、自己資金、親族、友人からの援助、出資を確保しよう。
- ④地域の農業を支える仲間に入ります。
  - ア 営農する地域の実情、風習、集落のルールを理解しよう。
  - イ 集落の人々との付き合いを大切に、むらの活動に参加しよう。
  - ウ 地元農協の組合員となり、生産部会に加入しよう。

### ステップ3 持続可能な 農業経営を始めます

- ①経営の記録をつけます。
  - ア 農業簿記（複式簿記）を身に付け、経営記帳の習慣を付けよう。
  - イ 毎日農作業日誌をつけ記録に残そう。
- ②小規模経営からスタートし経営に自信をつけます。
  - ア 自己の作業能力、投下可能労働時間、投下可能資金を把握しよう。
  - イ 生活費をできるだけ抑え、不急の出費を避けよう。
  - ウ 記録をもとに指導者を交えて経営改善策を検討しよう。
- ③制度資金を利用して規模を拡大します。
  - ア 持続可能な経営規模を把握しましょう。
  - イ 必要かつ妥当な設備投資額を算出しよう。
  - ウ 融資制度を理解し、周到な償還計画を立てよう。
  - エ 長期経営ができるよう経営基盤の点検、見直しをしよう。



## 就農

### 新規就農で成功するために 覚えておきたいこと

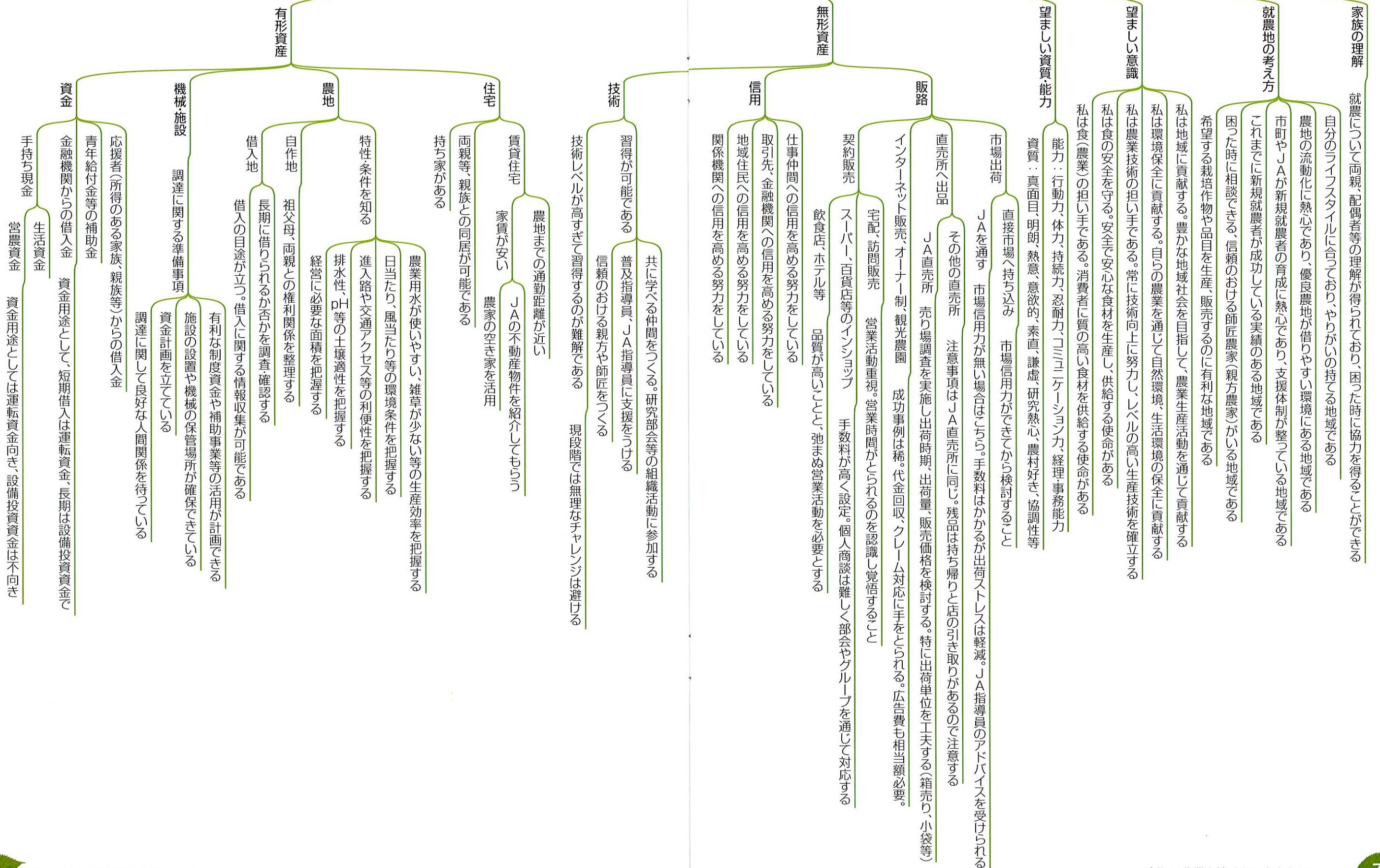
1. 親方を見つける（親と頼む人、親代わりの人）。
2. 師匠をつくる、増やす。
3. 思ったかぶりは絶対しない！素直に聞き、理解し、実行すること。
4. 人の輪の中にいること。ひとり孤独にならないこと。
5. 仲間を、目標を、ライバルをつくること。
6. 自分のためだけでなく、地域のために努力すること。
7. 就農地を選ぶ根拠を明確にすること。
8. 優良な農地を借りる努力をする。安易に買わない。
9. 就農開始資金はたくさん確保すること。金が無いなら農業はしないこと。
10. 設備投資は有利な借入金を利用する。



# 新規 就農者

## 独立就農

### 3 新規就農者に必要な資産・資質







農業や農村生活の経験がまったくない人が、新たに農業を始める場合、就農の前に、作りたい作物、飼いたい家畜に実際にふれて栽培や飼育方法を研修したり、農村生活を体験しておくことは非常に重要なことです。なかでも、技術的な面での経験を相当に積んでおく必要があります。

兵庫県では、県立農業大学校や(公社)兵庫みどり公社兵庫楽農生活センターにおいて新規就農希望者が自らほ場を使い、実践技術や経営を習得する研修を実施しています。

県内の農業改良普及センターには、地域就農支援センターが設置され、市町やJA、農業関係者が協力して、新規就農者の経営確立に向けた支援を行うこととしています。

就農してからは、農業改良普及センターが経営指導や技術指導などの相談に応じているほか、その地域にあるJAでも、営農指導員が配置され、営農相談等を行っています。

なお、兵庫県農業会議では、資金の少ない若い人が従業員として就職し、給与をもらいながら技術を身につけられるよう無料職業紹介所を設置し、農業法人等への就職斡旋にも取り組んでいます。

## 1 県立農業大学校での研修

これから農業を始めようとする方、もっとステップアップを図りたい方を対象に、農業大学校では、多様な研修を企画しています。詳しくは、農業大学校ホームページをご覧ください。

### (1) 新規就農者等育成研修(実践研修)の特徴(長期研修)

農業経営に意欲を持ち兵庫県内で新たに就農を希望する者に対して、農業大学校の研修施設を活用して行う長期研修です。

① 研修期間 平成27年9月1日(火)から1年間

② 研修方法

原則として通学により農業大学校の研修施設・機械を利用し、自ら樹立した研修計画に基づき野菜、花きの栽培、販売を自ら実践していただきます。経営記録の記帳を通して農業経営管理を体験させることとし、生産物は研修生に帰属させ、その販売についても研修対象となります。

③ 募集期間 平成27年5月1日(金)～5月27日(水)

④ 募集人数 若干名

⑤ 研修生の応募要件

- ア 本県の農業振興に熱意を持つ身体強健な者で概ね45歳以下の者
- イ 近い将来、兵庫県内において就農を希望し、かつ、野菜又は花き栽培での就農のプランを持つ者
- ウ 兵庫県の平均以上の農業経営を目指す意欲と実行力を有する者
- エ 農業大学校へ通学し、研修受講することが可能な者



## (2) 就農チャレンジ研修の開催計画と募集期間(短期研修)

研修の名称	研修の概要	開催日程	募集期間	QRコード	
				携帯用	スマホ用
就農準備研修(春期)	●県内で就農するための準備に必要な予備知識、県就農支援施策や研修制度などを学習します。(春期と冬期の講義内容は同じです)(1日間)	4月23日(木)	3月26日(木)～4月15日(水)		
就農準備研修(冬期)	●県内で就農するための準備に必要な予備知識、県就農支援施策や研修制度などを学習します。(春期と冬期の講義内容は同じです)(1日間)	12月10日(木)	11月12日(木)～12月2日(水)		
栽培技術基礎研修(有機農業)	●有機農業等環境にやさしい農業で新規就農をめざす受講者に対し、「天地有機」に基づいた有機農業(環境創造型農業)の基礎知識と生産技術の習得を支援します。(10日間) ■注:兵庫県では環境創造型農業を本県農業の基本と定めて推進しています。	4月16日(木) 5月21日(木) 6月18日(木) 7月16日(木) 8月12日(水) 9月18日(金) 10月15日(木) 11月19日(木) 12月18日(金) 1月14日(木)	3月19日(木)～4月8日(水)		
農の匠研修(6次産業化)	●先進的経営事例の視察研修又は特徴ある取り組み事例に関する講師を招聘してのビジュアルな講義研修を行います。(1日間)	6月4日(木)	5月7日(木)～5月27日(水)		
農の匠研修(近年の就農者)	●おおむね10年前以内に新規就農した青壮年農家の経営事例の視察研修を行います。(新規就農者等育成研修実践研修の受講を検討しているものを対象とします)(1日間)	10月8日(木)	9月10日(木)～9月30日(水)		
農の匠研修(ベテラン経営者)	●親方農家経験者等のベテラン経営者の経営事例の視察研修を行います。(1日間)	11月26日(木)	10月29日(木)～11月18日(水)		
農作業技術基礎研修	●農業機器の使い方、ほ場管理作業、防除作業等の基礎的な農作業の技術研修を実施します。(2日間)	7月30日(木) 8月6日(木)	7月2日(木)～7月22日(水)		
農業経営基礎研修	●農業簿記と経営計画を作るための経営シミュレーションができるように、パソコンを使って農業簿記ソフトと経営シミュレーションソフトの使い方を学習し、自分の経営目標を明確にします。(5日間)	7月2日(木) 7月7日(火) 7月9日(木) 7月14日(火) 7月23日(木)	6月4日(木)～6月24日(水)		
ニューフロンティア技術研修(日射制御型拍動灌水装置)	●慣行農業を越えた生産設備や経営技術から就農開始できるための新しい技術の研修を進めます。 ●日射制御型拍動自動灌水装置を設置したほ場の見学を通して、新規就農時やピーマン先倍での経営の安定を支援します。 ●この先端技術は、兵庫県立農林水産技術総合センターが近年開発した技術です。(1日間)	8月27日(木)	7月30日(木)～8月19日(水)		

※研修の日程や募集期間などが変更される場合がありますので、確認の上ご応募ください。

※それぞれの研修の詳細が決まり次第、農業大学校ホームページ(<http://hyogo-nourinsuisangc.jp/chuo/nodai/>)にその詳細を掲載いたします。

問い合わせ先 県立農業大学校 研修課 TEL0790-47-2445



## 2 (公社)兵庫みどり公社での研修

### ① 新規就農駅前講座

サラリーマンなどを対象に、働きながら就農のための基礎知識が習得できる講座(5~7回程度)を夜間・休日に開催します。

(募集) 第1期4月6日~ その他の期は2ヵ月前から

(開催予定)

ア 神戸地域 平日 夜間18:45~20:45 7回コース JR三ノ宮駅最寄 神戸新聞文化センター  
第1期 5/20~6/30 第2期 7/7~8/11 第3期 9/1~10/6

イ 播磨地域 土曜 昼間13:30~16:30 5回コース JR大久保駅最寄 明石市立産業交流センター  
第4期 10/31~11/28

(参加費) 5,000円/期

### ② 兵庫楽農生活センター(生きがい農業コース、就農コース)

市民農園利用など農に親しみたいという人や、農業を始めたいと希望する人を対象に、それぞれの目的に応じて作物栽培に必要な知識や技術を習得するための研修を実施しています。



### 研修の概要

区分	生きがい農業コース	就農コース
目的	作物栽培の基礎的な知識と技術を習得する研修	就農を目指して、栽培から農業経営まで総合的な知識と技術を習得する研修
対象者	市民農園等を利用して農の実践を希望する人	就農を希望する人
募集人数	前期58人、後期58人	20人
募集期間	上期 2月~3月、下期 6月上旬~8月上旬	6月上旬~8月上旬
研修期間	6ヶ月間(上期 4月~9月、下期 9月~2月)	1~2年間(8月下旬開講)
研修日	土曜又は日曜日(9:30~16:30)	週5日(9:30~16:30)
研修内容	講義:野菜栽培に必要な基礎知識(約15回程度開講) ①土づくりと肥料 ②作物栽培の基本 ③野菜の栽培 ④病害虫防除 ⑤農業の基礎知識 ⑥草花栽培・果樹栽培の基礎 ⑦市民農園視察 ⑧加工実習 ⑨農業情勢等 実習:農場での野菜栽培(約40m <sup>2</sup> )	講義:就農に必要な基礎知識(約50回程度開講) ①土壌と肥料 ②作物栽培の基礎 ③野菜の栽培 ④病害虫防除 ⑤消費と流通 ⑥花きと果樹の栽培 ⑦農地法概要 ⑧農村社会等 実習:農場やビニールハウスを利用して野菜の栽培(ハウス:1棟約250m <sup>2</sup> +露地:約300m <sup>2</sup> )
受講料等	35,000円/期(資料代、資材費等に充当)	150,000円/年(資料代、農業機械燃料代、水代等に充当)※種苗代:資材費等は含みません。
指導員	楽農学校指導員	
研修場所	兵庫楽農生活センター農場(神戸市西区神出町小束野)	
その他支援措置	市民農園利用相談の実施	就農相談の実施

問い合わせ先

(公社)兵庫みどり公社

兵庫楽農生活センター

TEL 078-965-2047

URL [http://hyogo-rakunou.com/11\\_school.html](http://hyogo-rakunou.com/11_school.html)

## 3 就農計画の作成

### ① 「就農計画」とは

どんな作物をつくり、どこで、いつ農業を始め、そのためにはどんな技術を習得するのか、どんな機械・施設を導入し、そのための資金はどうするのか、将来どの程度の農業所得目標をたてるのか、といった就農に向けて作成する計画を「就農計画」といいます。

### ② 「就農計画」の作成にあたって

「就農計画」の作成にあたっては、就農予定地の農業改良普及センター(地域就農支援センター事務局)の指導・助言を受けてください。作成の過程で、「就農計画」の実現性や就農に向けての課題等も明らかになってきますので、まずは、関係機関とよく話し合ってください。指導、助言を受けた上で「就農計画」の市町長認定申請を行うことが大切です。

★原則18歳以上45歳未満の青年並びに、65歳未満の知能・技能を有する者、これらの者が役員数の過半数を占める法人

★就農前だけでなく、就農後5年以内まで、就農計画認定を申請することができます。

★青年等就農計画を作成し、市町長の認定を受けた者を「認定新規就農者」といいます。

### ○ 青年等就農計画認定申請書(イメージ)

(様式) 青年等就農計画認定申請書

〇年〇月〇日  
〇〇市町農 〇〇  
氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇  
<法人設立年月日 年 月 日設立>

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

区分	地目	所在地(市町村名)	現状		目標(平成〇年)	
			面積(㎡)	生産量(kg)	面積(㎡)	生産量(kg)
所有地	畑	〇〇市〇〇地区	20a		40a	
借入地	畑	〇〇市〇〇地区	20a		20a	80a
特定作業受託	作業	作業	作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
	単統計					
作業受託	作業	作業	現状	目標(年)		
	換算後					
農産物の加工・販売その他の関連・附帯事業	事業名	内容	現状	目標(年)		
生産方式に関する目標	機械・施設	機械・施設名	型式・性能・規模等及びその台数	現状	目標(平成〇年)	
	農用地の利用条件			現状	目標(平成〇年)	
目標を達成するために必要な措置	事業内容	規模・構造等	実施時期	事業費	資金名等	
経営管理に関する目標			現状	目標(平成〇年)		
農業従事者の確保に関する目標			現状	目標(平成〇年)		
農業経営の持続・発展に関する目標	氏名	代表者との続柄等	現状	見通し		
	年齢	法人にあっては役員及び過去の農業従事者数				
雇用者	常時雇用(年間)	実人数	現状	見通し	0人	0人
	臨時雇用(年間)	実人数	現状	見通し	0人	5人

\* 畜産にあっては飼育頭数(頭・羽)を記載する。

問い合わせ先

就農地のある市町の農業担い手担当部署にご相談下さい。

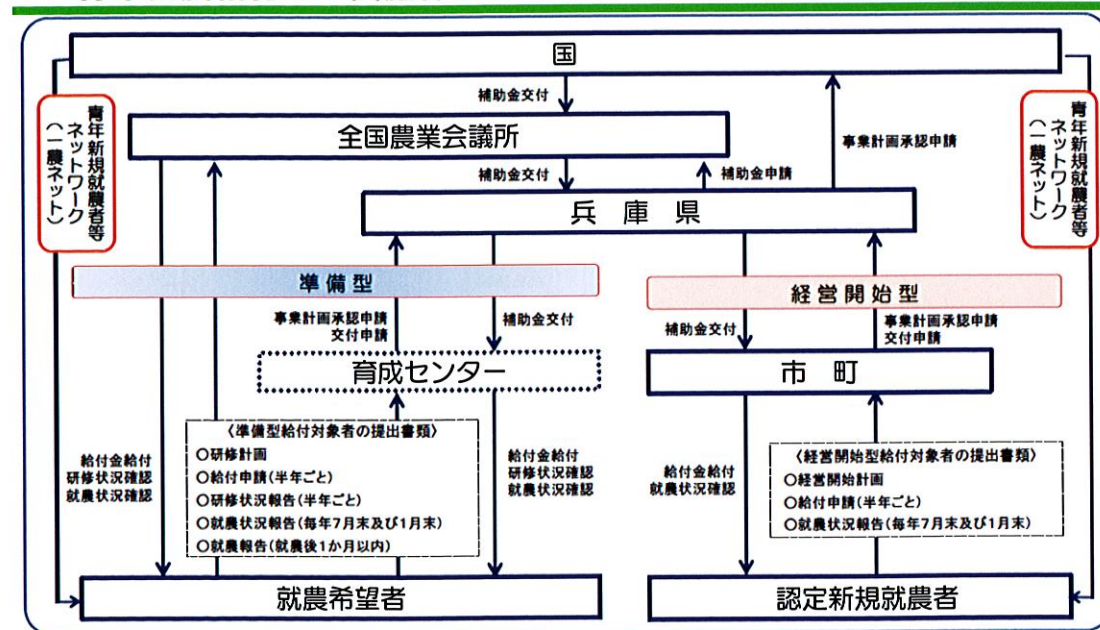


## 1 青年就農給付金

就農前の研修期間(2年以内)及び経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保する給付金を交付します。

準備型(研修期間中)	経営開始型(独立・自営就農直後)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県農業大学校等の県が認める農業経営者育成教育機関・先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で独立就農、雇用就農又は親元就農するなど一定の要件を満たした方に対し給付</li> <li>● 給付期間1年につき、150万円を最長2年間給付 ・ 研修終了後1年以内に、独立自営の経営開始又は農業法人等へ就農しなかった場合、及び給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合は全額返還 ・ 研修終了後1年以内に親元就農する者も対象となるが、5年以内に経営を継承しない又は共同経営者にならない場合は全額返還</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として45歳未満で市町が作成する「人・農地プラン」に位置づけられている(又は位置づけられると見込まれる)など一定の要件を満たした認定新規就農者等に対し給付</li> <li>● 給付期間1年につき、最大150万円を最長5年間給付 ・ 市町が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り ・ 所得が350万円以上ある場合は給付しない ・ 農地は親族からの貸借が主であっても対象とするが、5年間の給付期間中に所有権移転しない場合は全額返還</li> </ul>

### ○ 青年就農給付金の実施体制・手続



**準備型(研修期間中)については**  
 兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課(担い手対策班)  
**TEL 078-341-7711 (代表) 内線3953**

**経営開始型(独立・自営就農直後)については**  
 就農地のある市町の農業担い手担当部署にご相談ください。

## 2 青年等就農資金(無利子) [窓口] JA、日本政策金融公庫等

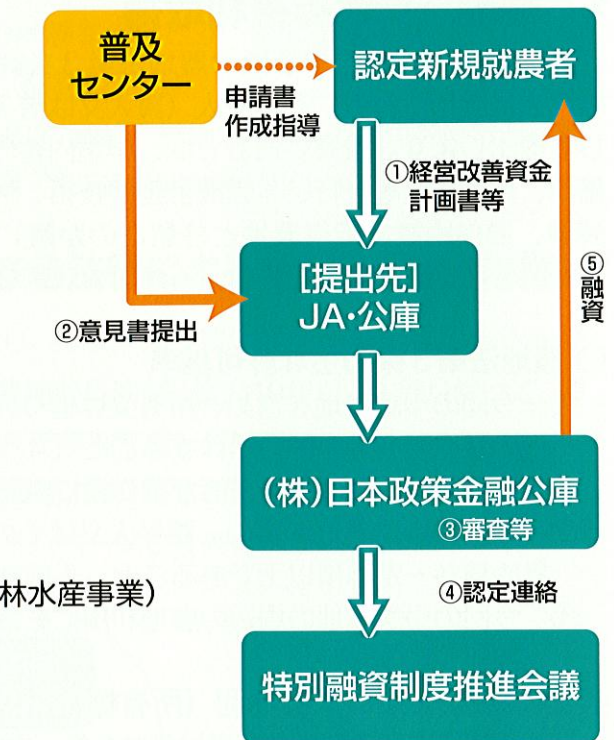
### ① 貸付対象者

青年等就農計画を作成し、市町長の認定を受けた者(認定新規就農者)

### ② 青年等就農資金の概要

貸付主体	日本政策金融公庫
資金の内容	・ 施設、機械等の取得等(農地の取得は除く) ・ 長期運転資金
貸付限度額	3,700万円
償還(据置)期間	12年以内(うち据置5年以内)
担保等	実質的な無担保・無保証

### ③ 借入手続きの流れ



【問い合わせ先】

(株)日本政策金融公庫 神戸支店 (農林水産事業)  
 TEL078-362-8451

## 3 その他の資金

資金名	申込先	資金目的	貸付対象者	貸付限度額	償還期間
公庫資金	日本政策金融公庫	農地の取得、農業用施設、機械の拡充、経営の維持	認定農業者等の担い手	原則 個人1億5,000万円 法人5億円以内 スーパーL資金 個人3億円 法人10億円以内	25年以内(うち据置10年以内)
農業近代化資金	農業協同組合 ほか民間金融機関	機械・施設・長期運転資金等	認定農業者等の担い手	原則 個人1,800万円 法人2億円以内	7~20年以内(うち据置2~7年)
美しい村づくり資金	農業協同組合	施設の整備に必要な資金、営農に必要な運転資金、災害復旧にかかる運転・設備資金	農業者、任意団体、法人等	個人:1,000万円以内(災害資金は500万円以内) 団体等:2,000万円以内(災害資金は1,000万円以内)	5~15年以内(うち据置1~2年)

※最新の金利は金融機関にお問い合わせ下さい。



# 農地の確保(権利取得)

農地を売買・貸借して権利取得するには、その農地がある市町の農業委員会（養父市においては市）に申請し、農地法に基づく許可（第3条許可）を受ける必要があります。許可等を受けないでした行為は農地法上無効となります。担い手への農地集積等については、農業経営基盤強化促進法や農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく方法もあります。

## 1 農地法による権利取得

農地の権利を取得する際の農地法第3条許可申請書は譲渡人（農地所有者）と譲受人（買入又は借入者）が連署して提出します。農業委員会では、申請内容の聞き取りや確認、現地調査等を行い、営農計画や技術、労働力、機械装備、通作距離（取得農地と住居との距離）等を踏まえ農地法の基準に照らして許可・不許可を決定します。

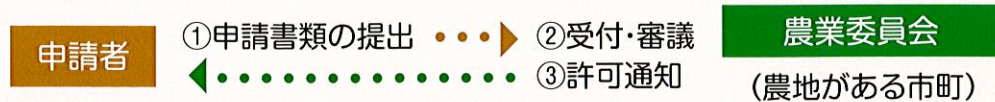


### ○ 農地法第3条の主な許可基準

- ① 今回の申請農地を含め、所有又は借り入れている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ② 譲受人又はその世帯員等が農作業に常時従事すること（常時従事要件）
- ③ 今回の申請農地を含め、譲受人又はその世帯員等が所有又は借り入れている農地の合計面積が一定面積以上であること（下限面積要件。16頁参照）
- ④ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

### ○ 農地法第3条による権利（所有権・貸借権）の移動・設定の許可手続きの流れ

農業委員会が申請書類を受け付けた後、内容確認等を経て、毎月の定例総会（部会）で審議します。通常、受付から概ね1～2ヶ月後に許可・不許可が通知されますが、市町によって申請受付の締切日や審議日程等が異なり、申請書に添付が求められる書類もありますので、取得する農地がある市町の農業委員会に事前にお尋ねの上、手続きを進めてください。



(注) 国家戦略特別区域法に基づく特例により、養父市において農地の権利を取得する際の農地法第3条許可申請は市（農林振興課）に行い、市の許可を受ける必要があります。

### (参考) 都市計画制度・農業振興地域制度の区域指定と農地

都市計画法の区域から見ると、農地は市街化区域内農地と市街化調整区域内農地、その他区域内農地に分けることができます。

また、農業振興地域の整備に関する法律では、都市計画法で定められた市街化調整区域内農地とその他区域内農地等を対象に、農業サイドの側から農業をする場所として整備をするために農業振興地域を決め、その農業振興地域の中に農用地区域が定められています。就農する場合は、自分の取得したい農地がどの地域内にあるか等を理解しておくことも大切です。

## 2 農業経営基盤強化促進法による権利取得 (市街化区域を除く区域で可能)

農業経営基盤強化促進法では地域の自主的な土地利用調整を尊重し、農用地の農業上の利用増進を図る観点から、地域の農業者（新規就農者も含まれます）の農用地の売買、貸借などの意向を市町が取りまとめ、農用地利用集積計画を策定します。

この集積計画を市町が公告したときに、その計画を内容とする売買や貸借契約が行われたこととなります。（権利の発生）

この計画によって、売買、貸借が行われた場合は、改めて農地法第3条の許可を受ける必要はありません。また貸借については、その期間満了で自動的に貸借関係が終了します。



## 3 農地中間管理事業の推進に関する法律による権利取得(貸借権)

農地中間管理事業の推進に関する法律により、兵庫県から農地中間管理機構の指定を受けた（公社）兵庫みどり公社では、所有者から農地を長期間（極力10年以上）借り受けて、農地の集積・集約化を行い、担い手にまとまった形で農地を貸し付けています。

農地中間管理事業により農地の借受を希望する方は、毎年6月・12月頃に行う「借受希望者の募集」に応募する必要があります（公社ホームページで公表します）。



### (参考) 取得する権利の種類と留意点

- ① 所有権の取得＝「農地を買う」ことです。取得価格だけでなく、農地の日照や土壌の状態、水利等の条件を調べておくことが大切です。なお、農地法に基づく許可等を受けておかないと、売買契約を結んで代金を支払ったとしても法務局で所有権移転登記ができませんので注意が必要です。
- ② 賃貸借権の取得＝「有償で農地を借りる」ことです。農地所有者との合意により中途解約する場合等を除き、貸借期間中は農地法により耕作権が守られます。期間満了前にいずれの当事者からも意思表示がなければ、自動的に賃貸借契約が更新される規定もあります（「賃貸借の法定更新」は、農業経営基盤強化促進法に基づくもの等には適用されません）。
- ③ 使用貸借権の取得＝「無償で農地を借りる」ことです。賃借料を支払わなくて良い反面、農地所有者から農地の返還（解約）を求められると、貸借期間中であってもその意向に応じざるを得ない等、耕作権は弱いといえます。

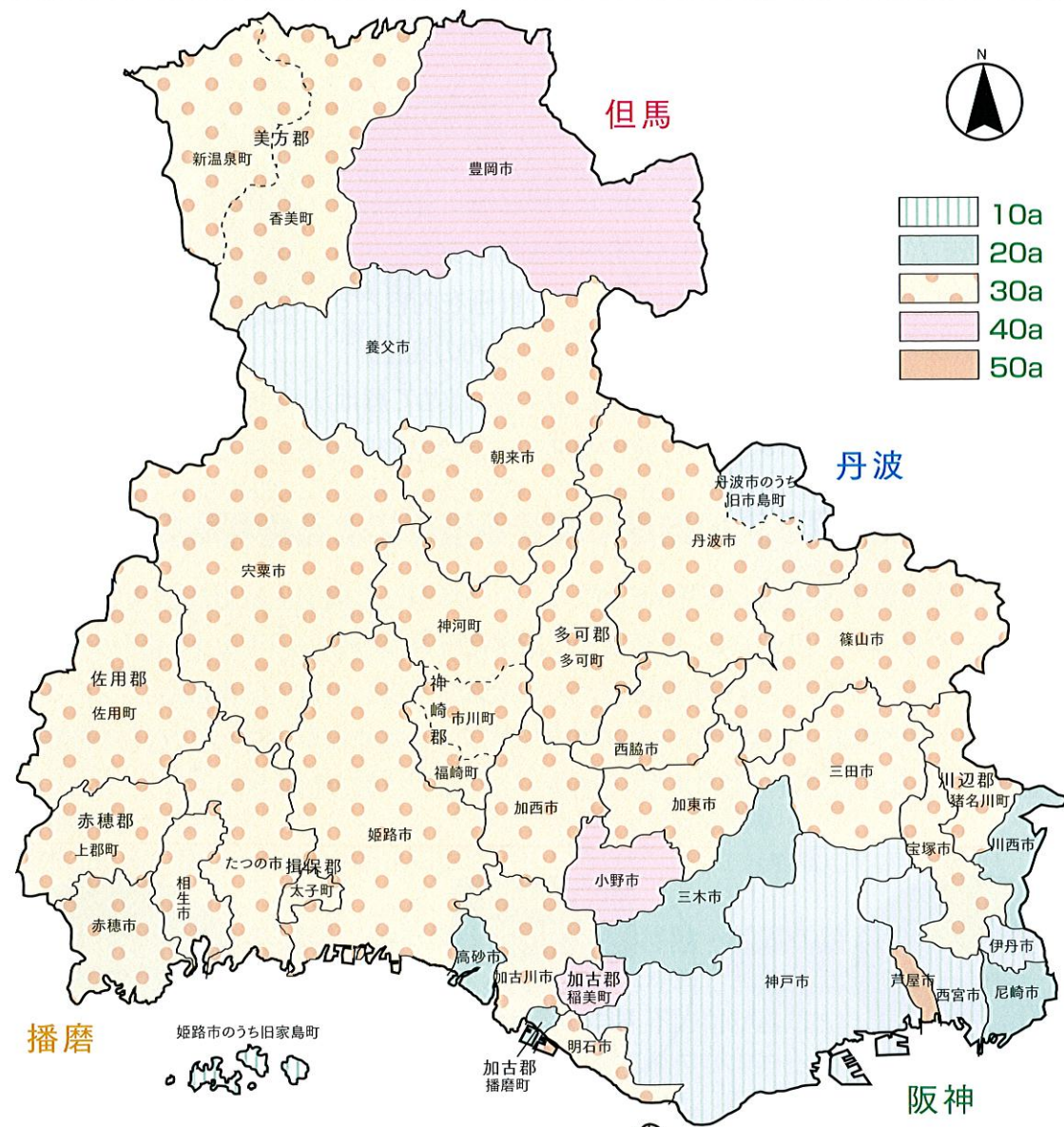


〈参考〉

# 農地法下限面積

第2項第5号括弧書の規定による別段の面積(3条許可下限面積)

平成27年4月1日現在



(注)区域の一部のみ適用

別段の面積	左に掲げる別段の面積を適用する区域
5アール	西宮市のうち、鷲林寺1丁目、鷲林寺2丁目、鷲林寺町の区域
10アール	<ol style="list-style-type: none"> <li>宝塚市及び上郡町のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項による市街化区域</li> <li>姫路市のうち、家島町宮、家島町真浦及び家島町坊勢の区域並びに都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項による市街化区域</li> <li>神河町のうち、大字上小田、大字新田、大字作畑、大字大畑、大字越知、大字岩屋及び大字猪篠の区域</li> <li>宍粟市山崎町のうち、榎、大谷、上ノ(上ノ字北尾及び市道細野線以北の地域)、小茅野、塩山、大沢、塩田、一宮町のうち福知、重盛地区(上野田、百千家満、草木、千町、黒原、井内、横山、倉床)及び波賀町のうち野尻以北(野尻、原有賀、原、日ノ原、音水、引原、鹿伏、戸倉、道谷)の区域</li> <li>丹波市のうち、旧市島町以外の、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号により農用地に指定された区域以外の区域</li> </ol>

(注)区域の一部のみ適用

別段の面積	左に掲げる別段の面積を適用する区域
20アール	<ol style="list-style-type: none"> <li>芦屋市のうち、六麓荘町、朝日ヶ丘町、岩園町の区域</li> <li>加古川市のうち、加古川町、野口町、平岡町、尾上町、別府町及び米田町の区域</li> </ol>
30アール	<ol style="list-style-type: none"> <li>南あわじ市のうち、福良、瀬、沼島の区域</li> <li>淡路市のうち、岩屋の区域</li> </ol>

## 県段階の関係機関

### ひょうご就農支援センター(兵庫県担い手育成総合支援協議会)

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-15-3 兵庫県農業共済会館3階  
 TEL 078-391-1222 FAX 078-391-8755  
<http://www.hyogo-shunou.jp/>

学生から社会人までの幅広い年齢層の就農希望者や農業参入企業に対して、就農に向けた相談、各種情報提供や研修機関の紹介を行います。

県全域を対象に業務を実施しますが、相談内容が具体化するのに応じて、相談者が農業開始を希望する地域の「地域就農支援センター」と連携しながら支援を行います。

#### ひょうご就農支援センター

農業の担い手育成を一元的に進めるため設立された兵庫県担い手育成総合支援協議会(構成員:兵庫県、兵庫県農業会議、JA兵庫中央会、(公社)兵庫みどり公社、兵庫県市長会、兵庫県町村会、兵庫県土地改良事業団体連合会)の中に設置されています。

### (公社)兵庫みどり公社

#### ○本社

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-7-18  
 TEL 078-361-8114 FAX 078-361-8128  
<http://www.forest-hyogo.jp/>

#### ○兵庫楽農生活センター

〒651-2304 神戸市西区神出町小束野30-17  
 TEL 078-965-2047 FAX 078-965-2659  
<http://hyogo-rakunou.com/>

暮らしの中で県民の誰もが気軽に「農」を学び、体験し、実践できる拠点として、兵庫楽農生活センターを運営しています。

また、県、市町、農業団体が出資した資金を基金として農業者の育成、確保、資質の向上を図るための事業を実施するほか、県から青年農業者等育成センターの指定を受け、青年等の就農促進に関する支援を行います。

さらに、担い手への農地の集積・集約を図ることを目的に、農地中間管理事業に取り組んでおり、農地所有者と担い手との間に介在し、農地の借受・貸付を促進しています。公社のような公的な組織を通じることで、安心して農地の貸借をしていただけます。



## 兵庫県農業会議

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-15-3 兵庫県農業共済会館3階  
TEL 078-391-1221 FAX 078-391-8755  
<http://www.hyokaigi.org/>

農業の振興や農業経営の合理化などを図り、農業者の地位向上に寄与することを目的とした機関です。農地と担い手を守る運動など農政の普及推進活動も行っています。新規就農相談とともに、無料職業紹介所として農業法人等への就職の斡旋にも取り組んでいます。

## 兵庫県立農業大学校

〒679-0104 加西市常吉町1256-4  
TEL 0790-47-2445 FAX 0790-47-1772  
<http://hyogo-nourinsuisangc.jp/chuo/nodai/index.htm>

次代の農業を担う優れた農業経営者等を養成するため、青年農業者の育成に努めるとともに、農業者や就農希望者を対象に様々な研修を実施しています。

## 兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課(担い手対策班)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
TEL 078-341-7711(代表) 内線3952・3953  
FAX 078-362-9394  
[http://web.pref.hyogo.jp/org/org\\_af03.html](http://web.pref.hyogo.jp/org/org_af03.html)

## JA兵庫中央会(兵庫県農業協同組合中央会)(営農振興部)

〒650-0024 神戸市中央区海岸通1  
TEL 078-333-5893 FAX 078-325-2140  
<http://ja-grp-hyogo.ja-hyoinf.jp/>

## 兵庫県酪農農業協同組合連合会

〒650-0011 神戸市中央区中山手通6-3-28 中央労働センター3階  
TEL 078-361-8145 FAX 078-361-8149

## ひょうご田舎暮らし・多自然居住支援協議会 (事務局:兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
TEL 078-362-3611 FAX 078-362-9458  
<http://support.hyogo-jkc.or.jp/inaka/>

## 地域段階の関係機関

### 農業改良普及センター(地域就農支援センター事務局)

農業改良普及センターは、県の出先機関で、県内13箇所に設置されており、農畜産物の生産技術や農業経営に関する指導を行っています。

また、地域就農支援センターの事務局でもあり、地域段階での就農相談・支援の窓口として、市町、農業委員会、JA等構成団体とともに、就農開始に係る各種相談(技術・経営、農地、資金等)や営農計画作成に係るアドバイスなどを行っていますので、ご相談ください。

#### ■神戸農業改良普及センター(神戸地域就農支援センター)

〒651-2304 神戸市西区神出町小東野30-19  
TEL 078-965-2102 所管区域:神戸市

#### ■阪神農業改良普及センター(阪神地域就農支援センター)

〒669-1531 三田市天神1-10-14 TEL 079-562-8861  
所管区域:尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・川辺郡

#### ■加古川農業改良普及センター(加古川地域就農支援センター)

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1  
TEL 079-421-9165 所管区域:明石市・加古川市・高砂市・加古郡

#### ■加西農業改良普及センター(北播磨地域就農支援センター)

〒679-0103 加西市別府町西大谷甲2662 TEL 0790-47-1448  
所管区域:西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可郡

#### ■姫路農業改良普及センター(姫路地域就農支援センター)

〒670-0947 姫路市北条1-98 TEL 079-281-9338  
所管区域:姫路市・神崎郡

#### ■光都農業改良普及センター(光都地域就農支援センター)

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25 TEL 0791-58-2210  
所管区域:相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡

#### ■龍野農業改良普及センター(揖保地域就農支援センター)

〒679-4167 たつの市龍野町富永宇田井屋畑1311-3  
TEL 0791-63-5175 所管区域:たつの市・宍粟市・揖保郡

#### ■豊岡農業改良普及センター(豊岡地域就農支援センター)

〒668-0025 豊岡市幸町7-11  
TEL 0796-26-3707 所管区域:豊岡市

#### ■新温泉農業改良普及センター(美方地域就農支援センター)

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4  
TEL 0796-82-1161 所管区域:美方郡

#### ■朝来農業改良普及センター(南但地域就農支援センター)

〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96  
TEL 079-672-6886 所管区域:養父市・朝来市

#### ■丹波農業改良普及センター(丹波地域就農支援センター)

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 TEL 0795-73-3807  
所管区域:篠山市・丹波市

#### ■南淡路農業改良普及センター(南淡路地域就農支援センター)

〒656-0442 南あわじ市八木養宜中560-1 TEL 0799-42-0649  
所管区域:洲本市・南あわじ市

#### ■北淡路農業改良普及センター(北淡路地域就農支援センター)

〒656-2131 淡路市志筑1421-1 TEL 0799-62-0671  
所管区域:淡路市

### 市町・農業委員会

市町は、青年等就農計画の認定や青年就農給付金(経営開始型)の給付を行っています。

農業委員会は市町の行政委員会の一つで、地域の農業者から選ばれた農業委員等で組織され、農地の許認可(農地の権利移動等)をはじめ、地域農業の振興推進や農業者の利益代表としての機能を背負っています。

### JA(農業協同組合)

県内には、14のJAがあり、各地にその支所や支店があります。JAは組合員のために農業資材、農畜産物の集荷・販売、営農指導、貯金の引き受け、融資、生命共済・建物共済等の幅広い事業を行っています。ほとんどの農家が組合員として加入し、農業経営や農村で生活する上で重要な役割を果たしています。

※JAの所在地等については、JA兵庫中央会におたずね下さい。



## 就農する前の心構え

- ◆土や草、風、汗が好きで、農業が本当に好きな人は何とかなるものです。どんどんチャレンジしてみてください。実際にやらないと見えないこと、わからないこともあるので。ただ、「忍耐」「努力」そして何よりも「体力」が求められます。
- ◆必要なのは、意欲と勇気と知恵と運です。そして、家族の理解と協力です。

- ◆何でも柔軟に受け入れて、飛び込んでいく姿勢が大切ではないでしょうか。
- ◆情報収集のアンテナも常に広く張っておくべきです。
- ◆また、農村は地域社会、共生社会ですから、協調性は大事です。

- ◆自分の好きなことに信念をもって真剣に取り組む。普及センター等関係機関と常に連携をとり情報を集める。生活設計と経営計画は十分検討して無理のない見通しをたてる。栽培から販売まで総合的な経営力が求められる。
- ◆若い独身者だからといって気軽に取り組めると考えるのは危険。一定の技術水準に到達した上で就農しなければ成功はおぼつかないと思います。

- ◆農業に対して夢を持ち、将来をかけることができる魅力を感じる事が大切。そしてその魅力は誰に教えてもらうものでもなく、自分自身が自分なりの農業観を持つことで感じられると思う。
- ◆いきなり就農という安易な発想をしないこと。技術習得や地域選定、資金確保等、つらい努力を乗り越えた人が、よい営農（生活）環境を手に入れることができるのです。

## 就農候補地探し

- ◆就農するに当たっての土地さがしと資金の調達が大変だった。特に、農地・施設の借入れについては普及センターの全面的な協力により、困難はあったが手に入れることができた。
- ◆農業への新規参入は、まだ一般的でないため、農地を提供してくれる人は少ない。市町、農業委員会、農業協同組合、県、農業改良普及センターや農会長、農家に相談し協力を得て探す。
- ◆就農候補地を探すときは、自分の足で歩くこと。歩くだけ得るものがあります。
- ◆地域の人とも親しくなれ、就農する近道になると思います。
- ◆地域に飛び込む意欲と勇気を持ちましょう。

## 有機栽培について

- ◆畑に生態系がよみがえり、出荷できる農産物ができるまで、5年間くらいは、かなりの努力（労力・経費等）が必要になります。この期間はとくに苦勞をしました。
- ◆有機栽培の場合、有利販売を目的とした市場出荷はかなり難しいです。
- ◆最初から自分で販路を考えておくべきでしょう。



## 経営・生活でこんな苦勞が

- ◆基本的に自分で全てやらなければならないので、仕事に終わりがありません。
- ◆どうしても自然に影響されることが大きい仕事であり、それが収入に直結するということは分かっているのに、現実はずいぶん厳しいものがある。
- ◆就農1年目に襲ってきた大型台風により、ハウスに少なからず被害があったこと。地形的に強風による被害が甚大だが、借地のため強度の高いハウスが建設できない。
- ◆1人でどんなにがむしゃらに頑張っても、何も進まないときがあります。
- ◆自分にとっての味方、アドバイザーを1人でも多く見つけること。何でも腹を割って愚痴をこぼしたり、相談できる先輩がいるのと、いないのとでは精神的にも大きく違います。

- ◆子供や赤ちゃんがいると、農作業も自分だけの都合ではできません。
- ◆就農に当たっては家族の支えが必要です。
- ◆失敗したと思っている事は、就農1年目に青色申告をしていなかったこと。当時、白色申告していたが、お金の出入りが分かりづらい。就農1年目に投資の額が大きかっただけに、その把握ができなかったこと。
- ◆梅を植え付けた当初、イノシシの被害が大きく、柵ができるまで大変でした。

## 就農してよかったこと

- ◆妻と一緒にいる時間がサラリーマンの時よりはるかに増えた。自立感、達成感が家族で味わえます。
- ◆日常生活の中で自然を感じられるところです。また、農業は自分が計画を立てて、実行したことが全て答えとして出て、自分でそれを確認できるところが面白い。

- ◆充実感がある。収穫物がお金になるという達成感であり、作業などをここまでやろうと自らに課すことができる喜びでもあります。





# ひょうご就農支援センター

就農相談窓口のご案内  
兵庫県農業会議・無料職業紹介所のご案内

相談日

月～金（祝祭日除く）

相談時間

9:00～11:00、13:00～16:00

事前に電話で予約をお願いします

場所

〒650-0011

神戸市中央区下山手通4丁目15番3号

兵庫県農業共済会館3階

TEL 078-391-1222 FAX 078-391-8755

ホームページアドレス <http://www.hyogo-shunou.jp/>

交通

JR「元町駅」、阪神「元町駅」から徒歩5分

神戸市営地下鉄「県庁前駅」から徒歩2分

